

| 論点 | SB13までの動き | 各国の主張・ポジション <i>FCCC/SBSTA/2000/MISC.8 など</i> | | | | 交渉テキスト* 概要 | COP6での ポイント | COP6での 結果** |
|---|--|---|---|---|-----|--|--|---|
| | | EU | 米国 | 日本 | 途上国 | | | |
| 森林の定義 | 定義に関する議論。 各国特有の定義といった案もあったが、FAOの定義に準じることでほぼ認識が一致。この場合、樹冠率の閾値をどこに設定するのかが最大のポイントとなる。 FAO 定義 ：土地の被覆率、樹木の高さ、土地の面積により森林を定義する。 | FAO 定義。各締約国がある範囲内から定義の数値を選択できる柔軟性を持たせる。 | FAO 定義。各締約国がある範囲内から定義の数値を選択できる柔軟性を持たせる。 | FAO 定義。各締約国がある範囲内から定義の数値を選択できる柔軟性を持たせる。 | | “森林”とは樹冠率(または同等の炭素貯蔵レベル) <u>10 30%以上</u> で、かつ、 <u>面積 0.3 1.0ha の土地</u> とする。樹木は成熟時に <u>最低 2 5m の高さ</u> に達することが可能なものとする。...(以下略) <u>附属書 国はそれぞれ、上記範囲内から樹冠率、最低土地面積、樹木の高さに対する値を選択する。</u> この値による(各国別の)森林の定義は第1約束期間中変更できない。 <i>議長テキスト附属書 para1., 2.</i> | | 議長テキスト通り。 <i>SBSTA 決定文書附属書 para1., 2.</i> |
| ARD 活動の定義 新規植林 (A)fforestation) 再植林 (R)eforestation) 森林減少 (D)eforestation) | 再植林の定義が特に問題となっている。これにより、林業活動における“伐採”をDとするかも異なる可能性がある。 IPCC 定義 ：過去に森林であった土地が他の利用(農耕地など)をされた後、再度森林に戻す場合をRとする。 FAO 定義 ：土地の被覆率の変化をベースとするため、森林伐採後の森林の再生などもRとなる。 | IPCC 定義。 A については“少なくとも過去 50 年間森林ではなかった土地”に対する植林、R については“少なくとも 20 年間森林ではなかった土地”に対する植林とする。 | IPCC 定義。 | FAO 定義。 | | A：少なくとも 50 年間森林ではなかった土地を森林へと直接人為的に変換すること。 R：以前[90年1月1日]時点で森林であったが、森林以外の土地へと転換された土地において、...(以下略) D：森林から非森林の土地へと直接人為的に変換すること。 <i>議長テキスト附属書 para1., 2.</i> | 日本は FAO の定義を採用してシンクによる CO2 吸収量を算定している。IPCC 定義になった場合、算定の 0.3%を失うだけでなく、0.2%の増加になる。 | A：議長テキスト通り。 R：過去に森林であったが森林以外の土地へと転換された土地を直接人為的に森林へと転換すること。ただし、第1約束期間においては、90年1月1日時点で森林ではなかった土地に咲く植林が行われた土地のみに限定する。 D：議長テキスト通り。 <i>SBSTA 決定文書附属書 para1., 2.</i> |

| 論点 | SB13までの動き | 各国の主張・ポジション <i>FCCC/SBSTA/2000/MISC.8</i> など | | | | 交渉テキスト* 概要 | COP6での ポイント | COP6での 結果** |
|-----------------------------|---------------------------|--|--|---|-----|--|--|--|
| | | EU | 米国 | 日本 | 途上国 | | | |
| 目標達成に用い る“追加的な人 為的活動” | “追加的な人為的活動” に含まれる活動の範囲 | 第2約束期間 以降に利用で きる追加的活 動の運用則、 内容、算定方 法指針および 活動リストを COPにおいて 決定すべき。 | 森林管理、耕 地管理などを 含めた広い範 囲の活動を追 加的な人為的 活動とする。 | 森林管理、都 市緑化等を包 含した広義の アプローチを 支持。天然林 も管理された 森林に含むこ とを主張。 | | <案1> [締約国が吸収 源に関する規模や不確 実性、リスクの問題が解 決されたら決定されな ければ] 第1約束期間 の間中は3条4項の 規程に基づく追加的な 活動を認めないことと する。 <案2> 再植生、森林管 理、耕作地管理、放牧地 管理は第2約束期間以 降、3条4項の活動とし て算定に入れる。 | 追加的活動としてあ げられている行為の 定義の中でも“森林 管理”については複 数の案があげられて いる。日本にとって は、特に“天然林の 保護”が“森林管理” に入るのか、がポイ ントとなる。 | [A, R, D以外の直接 的人為的活動は第2 およびそれ以降の約 束期間にカウントさ れる。] [COP/moPが第2約 束期間の前に、第2 およびそれ以降の約 束期間に利用できる 追加的活動の合意さ れたリストを決定す る。] <i>SBSTA 決定文書附 属書 para5.</i> |
| | 適用できる時期 | 吸収現に関す る規模、不確 実性などの問 題が解決され ない限り、第 1約束期間に おいては追加 的活動を考慮 すべきではな い。 | 3条4項に適 用できる活動 については第 1約束期間か ら適用。 | 3条4項に適 用できる活動 については第 1約束期間か ら適用。 | | <案3> 第2約束期間の 数値目標を決定する前 に、これに利用できる追 加活動の合意分のリス トを評価方法の指針な どとともに締約国会議 において設定する。 <i>議長テキスト附属書 para5., 6.</i> | 交渉テキストにおい ては第1約束期間か ら追加的活動が認め られるとしている案 は入っていない(条 件付の案1のみ)が、 これが認められるか がポイントとなる。 | [[不確実性やシンク によるリスクなどの 問題が解決されない 限り]第1約束期間に 3条4項の活動を適 用しない。] [第1約束期間に適用 する3条4項の活動 を第1約束期間より 前に締約国が報告す る]。 <i>SBSTA 決定文書附 属書 para4.</i> |

| 論点 | SB13 までの動き | 各国の主張・ポジション <i>FCCC/SBSTA/2000/MISC.8 など</i> | | | | 交渉テキスト* 概要 | COP 6 での ポイント | COP 6 での 結果** |
|-------------------------|----------------------------|--|--|--|---|---|------------------|--|
| | | EU | 米国 | 日本 | 途上国 | | | |
| | “人為的活動による効果”と“自然による効果”との区別 | 追加的と認められ、かつ、炭素貯蔵に検出可能な人為的效果を与えたとデータにより立証された活動のみが認められる。 | 自然のプロセスによる炭素吸収と認められる活動以外の活動については、効果を分けずに全て算定する。(活動そのものを区別する) | 適確な活動がなされている土地に対しては人為的、間接的人為的および自然のプロセスによる効果を分けずに算定する。 | 自然成長分を計算し、これを除く。 | <p><案 1> 適確な活動がなされている土地に対しては人為的/間接的に人為的效果であるか、自然による効果であるかの区別をしない。</p> <p><案 2> 人為的な効果と自然の効果とを区別する。区別できない場合には x% 削除する。 <i>議長テキスト附属書 para15. ~19.</i></p> | | <p>[適格な活動がなされている場合には森林生態系による吸収、排出も合わせてカウントする。]</p> <p>[認められた統計的なテストで照明された場合の人為的活動のみを対象とする。統計的に証明できない場合にはモデリング方法を用いる。モデルも使用できない場合には、シンクによる全体の温室効果ガス除去は [x%] 林地に対しては 0.5tC/ha.yr, 草地に対しては 0.1tC/ha/yr を削減する。]</p> <p><i>SBSTA 決定文書附属書 para12. ~17.</i></p> |
| CDM への吸収源 PJ の適用 第 12 条 | 吸収源 PJ を CDM に含むのか。 | シンクの持つ不確実性、リーケージ等の観点から反対。 | 賛成。 | 賛成。 | 国によりスタンスは異なる。 AOSIS : 反対 南米 : 賛成 中国 : 反対 | | | |
| その他 | LULUCF の決定 | | | | | 京都議定書発効後はじめての締約国会議 (COP/moP1) で採択することを推奨。 <i>議長テキスト para1.</i> | | 議長テキスト通り。 <i>SBSTA 決定文書 para1.</i> |
| | 伐採木材の取扱をどうするのか。 | | | | | 木材製品の収穫に伴う炭素在庫の正味変化の取扱は SBSTA14 より開始される検討およびそれに続く締約国会議の決定に従う。 <i>議長テキスト附属書 para32.</i> | | 議長テキスト通り。 <i>SBSTA 決定文書附属書 para33.</i> |

| 論点 | SB13 までの動き | 各国の主張・ポジション <i>FCCC/SBSTA/2000/MISC.8 など</i> | | | | 交渉テキスト* 概要 | COP6 での ポイント | COP6 での 結果** |
|----|------------|--|----|----|-----|---------------|---|-----------------|
| | | EU | 米国 | 日本 | 途上国 | | | |
| | 数量の制限 | | | | | | <p><案 1>第 1 約束期間に利用できる 3 条 4 項の活動による料は[XGg (ギガ²)を超えない] [X%削除される][締約国によって決められる閾値を越えた分のみとする][締約国によって決められる最大値までとする]。</p> <p><案 2>第 1 約束期間に利用する 3 条 4 項の森林管理には 3 条 3 項の ARD 活動を含まない。初期区分、閾値をルールに基づいて設定し、3 条 4 項の森林管理による吸収量が初期区分を超えない場合は吸収量を全て、初期区分以上閾値未満の場合は初期区分を越えた量の[Y%]を初期区分に加えた量、閾値を越えた場合は初期区分+閾値を超えた分+初期区分と閾値の差の[Y%]を加える。 <i>SBSTA 決定文書附属書 para19. ~24.</i></p> | |

*交渉テキスト：FCCC/SBSTA/2000/12 の議長テキストおよび FCCC/SBSTA/2000/10/Add.1、FCCC/SBSTA/2000/10/Add.2、FCCC/SBSTA/2000/MISC.8

**現段階においては FCCC/SBSTA/2000/CRP.11 (18 Nov. 2000) が公式な交渉の最新テキスト。COP6 においては決定がなされなかったため、選択肢が残った形となっている。